

課題 1.

知人もしくは自分宛に、ファイルを添付したメールを送信してみよ。

課題 2.

先ほど送ったメールを開き、添付ファイルを取り出して開いて中身を確認せよ。

課題 3.

情報検索実習で利用した新聞記事検索やデータ検索の機能を利用し、他の講義で学んだ経済学関係のことなどから、自分が興味のある記事や情報について調査し、簡単なレポートとしてまとめ、提出せよ。提出に際しては、まず印刷し、添削を受けた後に Word 文書を添付ファイルとして yasuda@cc.kyoto-su.ac.jp 宛に送信して完了とする。

サンプルでは表組みや罫線を利用している。教科書 pp. 50 以降に説明がある。興味のある者は利用してみると良い。

時間が不足するでしょうが、とにかく興味のある情報をみつけて、手早くまとめる訓練だと思って途中でも提出すること。後日完成させるつもりでも今日の段階で提出する方が望ましい。

2001.5.29
学生番号：473088
氏名：榎田雄一郎

不正アクセス防止法実施後の状況について

平成 12 年 2 月 13 日に施行された「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（いわゆる不正アクセス禁止法）」についての実施状況、及び大学や大学生が取るべき対応について調査しましたので報告します。

まず、不正アクセス禁止法についての内容は、郵政事業庁の資料(*1) などから得ることができます。経済産業省の資料(*2) によると、12 年 3 月 31 日までに警察庁に報告のあった不正アクセス行為の認知件数は 106 件となっています。被害に関係したシステムの管理者別の件数は下記の通りとなっています。

プロバイダ	59
大学	8
情報通信企業	6
その他	33
計	106

プロバイダが多いのはともかく、大学が決して少なくない数で報告されています。

また、検挙された事件数は 31 事件あり、検挙人員は 37 人となっていますが、そのうち 31 人が成人、6 人が少年です。かなりの比率で未成年が含まれていますが、これは被害者となるのも、加害者となるのも、ともに大学、大学生であることが大いにあり得る状況であることを示しています。少年の事例では特段の罪悪感をもたずに犯行に至っているとの報告もあり、低年齢層での常識レベルの倫理教育の必要性を感じます。

現在の大学生にはこうした教育などの機会が与えられる可能性は低く、あと何年間かで社会に出ていく時には「常識無く犯罪多き世代」と見なされる可能性すらあります。手本となる前例も少なく、自己努力が問われる世代だと思えます。大学も、大学が不正アクセス犯罪の温床と見なされることの無いよう努力するべき時に来ていると思えます。

海外からの不正アクセスも 25 件と多く、組織や個人が今後とるべき対応はますます困難になると想像しますが、対してこうした法整備や検挙の実例が蓄積されています。情報処理振興事業協会の資料(*3)のような、広範囲な層への啓蒙的な情報提供もなされており、社会全体として不正アクセスに対応する体勢をとる努力が要求されていると感じます。

*1 不正アクセス行為の禁止等に関する法律骨子，郵政事業庁，
http://www.mpt.go.jp/top/access_law/outline.html

*2 不正アクセス行為の発生状況，経済産業省，
<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/hasseijokyo-npa-ipa-jpcert.htm>

*3 コンピュータ不正アクセス関連 F A Q，情報処理振興事業協会，
<http://www.ipa.go.jp/security/ciadr/faq01.html>